

は家族の七割給付の実施であるが、昭和四二年度中に完全実施が完了するよう計画している。又厚生省でもこの機会に国民健康保険法を改正し全被保険者の七割給付を法制化し併せて国庫負担率を四割に改訂しようとしている。

### 援護課

援護課では旧軍人軍属等及びその遺族に対する恩給などの国家保障事務及び終戦により海外から引揚げて来た一般邦人に対する給付金の支給事務や戦没者に対する叙位叙職事務等について国の委託による事務の推進、認定などの仕事に従事している。

支那事変から終戦までの長い間日本国民は好むと好まざるとに関らず生命を賭して国家の防衛に従事したのであるが、国や国民が今日の平和と繁栄を享受している現在、できるだけの保障と慰藉をすることは当然のことである。

又あのような混乱の中の終戦であったためにこれ等の人々の業績が記録に残されていなかったり、紛失したりしており、できるだけ公正な保障や慰藉をするための調査等が非常に困難を極め、今なお相当量の仕事が残されている。従って援護課でやっている仕事の中には既に殆んど終了したものもあるが残された仕事は調査等の困難なものが大部分であり新たに国会などで決定された仕事も加わっており、今後当分の間は、これ等の地

道な仕事が続くものと思われる。

この中で、今年は重点業務として戦没者に対する叙職を進める。昭和十五年四月三〇日以後の戦争に関する勤労に従事して死没された軍人軍属に対する叙位叙職は全国で約三十三万人が叙職が与えられておらず、約六八万人は発令手続は済んでいるが叙職も勲章も与えられておらず、又この他に新たに手続を要するものが約百万人、総計約二百万人(熊本県関係約三万二千人)が未処理のまま残されているのである。従って本県でも今年に他県に遅れないように、この業務の推進に力を入れて行くことにしており、市町村や関係の方々一段の御支援をお願いしたい。

### 国民年金課

国民年金制度が創設されて五年が経過し、本県においては、県民人口の約三〇%に当る四五万県民が、拠出制国民年金による保障をうけ、一方では、すでに七十才以上の老令者ならびに母子世帯・身体障害者など約十万人に対して、年間総額一三億円の年金が支給されている。

昭和四一年度は、「夫婦で月一万円」、「母子年金・障害年金は月五、〇〇〇円の最低保障」といった、大幅な給付改善を中心とする法改正が予定されている。したがって、今後は特に、加入者と未加入者及び保険料納付者と滞納者の間に、いちじろしい給付利益の格差が生じ

ることになるので、昭和四一年度は、法改正にともなう給付改善の内容及び保険料改訂の意義を周知徹底することを中心として、事業スローガンを次の諸点においている。

一、未加入者の適用促進

二、保険料徴収実績の向上

三、「夫婦で月一万円」年金を中心とする給付改善内容と保険料額改訂理由の周知徹底

四、福祉年金受給者へのサービス向上

### 労政課

県の労働対策としては、企業における労務管理の近代化、合理化を促進して、労使関係の正常化をはかり労働福祉の向上を助長し、労働力の確保、労使関係の安定促進、労働条件の向上などを増進することを目的として推進している。そのため中小企業集団事業の充実、労働教育の実施、中小企業労使関係の安定促進、中小企業退職金共済制度の普及、労働金庫の助成指導、中小企業労働福祉施設改善資金融資など、種々の対策を講じているが、その主なものは次のとおりである。

一、中小企業集団事業

県下七市の地域における中小企業をそれぞれ集団として把握し、中小企業集団事業を実施している。すなわち、中小企業の労務改善を総合的、計画的に推進するため、講習会、賃金などの

調査、レクリエーションなどの福祉事業など、種々の事業を実施する七カ所の中小企業集団(熊本中小企業労務管理研究会、八代、玉名、荒尾、水俣、人吉、本渡の各中小企業労働福祉協議会)に対して、補助金をそれぞれ五〇万円交付し、各集団は自己資金五〇万円をあわせて計一〇〇万円の労務改善事業を行なうもので、四〇年度から実施されており、本年度は更にその充実を期している。

二、労働教育の実施

(一) 労働大学中小企業労働問題講習会の開催

(二) 勤労婦人研修講座の開設

(三) 労働協約の指導

(四) 中小企業労使関係実情調査

(五) 中小企業労働問題懇話会の開催

(六) 地区情報(労働熊本)の作成発行

(七) 中小企業退職金制度の普及

(八) 企業独自で退職金制度の設置が困難な中小企業に対し、中小企業退職金共済制度への加入促進をはかる。

五、労働金庫の助成指導

県資金を年間二、〇〇〇万円貸付けそのほか才計金を一、七〇〇万円余預託して、その育成をはかるとともに、検査指導によりその健全化に努めている。

六、中小企業労働福祉施設改善資金融資

### 職業安定課

一、雇用対策

(一) 集団求人育成

求人者団体を育成し求人条件の標準化により労働力確保をはかる。

(二) 雇用対策審議会

県内労働力確保、地域開発に関連した雇用対策を審議する。

(三) 地区労働力協議会

県内労働力確保のため、県市町村、農業、商工団体、教育機関などの労働力需給について協議する。

(四) 雇用融資の拡大

雇用促進事業団の行なう住宅融資について、前年度は二億円を目標として拡大する。

(五) 中高年対策

職場適応訓練、委託訓練を強化して、中高年令者の再就職を促進する。

二、職業訓練の整備拡充

(一) 訓練整備拡充

熊本職業訓練所の教室、寄宿舎の整備を行なうほか、各訓練所の機械設備の充実をはかる。

(二) 転職訓練の実施促進

求職者に対して技能を与えて就職促進をはかる。

(三) 事業内職業訓練実施促進

県内労働力確保対策の一環として、県内に雇用された労働者に対し

事業内職業訓練を積極的に推進し、技術水準の向上をはかる。

四、職業訓練指導員の再訓練

職業訓練指導員の指導能力および資質の向上をはかる。

三、技能検定

(一) 技能検定試験の実施

技能者の技術水準の向上を目的とし、国、県による検定試験を実施する。

(二) 技能競技大会

技能の向上、開発をはかるため、国際大会の予選参加を含め技能競技大会を実施する。

現在の雇用情勢からみて、職業安定行政の姿勢は益々強化されねばならない。

失業保険業務の運営については、その業務と職業紹介業務が有機的に運用されて初めてその機能が十分発揮できるものであるため、その目的を遂行するため、給付の適正化を最高方針とする他、本年度の主な事業は次の通りである。

一、失業保険料等の徴収事務の機械化

県内約七、〇〇〇事業所に対する失業保険料などの徴収事務は、四一年度から県において「さん孔タイプライタ

ー」によって各事業所毎のデータを作成し、データ伝送システムにより中央に報告、中央では電子計算機によって事業所別の台帳を作成、さらに納

入告知書を発行することになり、大幅な合理化が行なわれる。

二、失業保険受給資格者の就職促進と給付の適正化

昭和三九年八月から実施した県内各公共職業安定所の組織改正によって、失業保険受給者の就職率は年々高まっているが、さらに職業紹介機能を拡充し、労働力需給状況の把握と失業保険制度の活用により、その就職率をさらに向上させるとともに、その給付については一層の適正をはかるものとする。

三、小規模事業所の適用促進

従業員五人以上の当然適用事業所の適用もれの発見と、その適用に努めるとともに、五人未満事業所の適用を積極的に促進する。また失業保険事務組合を拠点とした任意加入の促進と委託増加対策に力を注ぐ。

四、会計事故防止と不正受給防止対策の徹底

県内各公共職業安定所の失業保険業務の監察を効率的に実施するほか、前記二、の給付の適正化と相まって不正受給の摘発とその防止に努める。

五、適正保険料の徴収と収納促進をはかる。

共同保健計画推進事業

共同保健計画とは、少ない予算、少ない人員で衛生行政を効果的に展開しようとして、行政の最少単位である市町村が地域の特殊性を十分に考慮した保健計画を樹立し、実践してゆこうとするものである。このように市町村が独自に計画を樹立するため、県、保健所は市町村に対して積極的な技術援助、指導をしてゆこうとするものである。

事業推進の方法としては、各保健所管内にモデル市町村を置き、それを拠点として全保健所の市町村に普及させる計画である。昭和四一年度は、従来のモデル市町村を設置している保健所、松橋、玉名、人吉、菊池、御船、本渡ほか、中央、八代、阿蘇の各保健所に一カ町村モ



### 庶務課

共同保健計画推進事業  
共同保健計画とは、少ない予算、少ない人員で衛生行政を効果的に展開しようとして、行政の最少単位である市町村が地域の特殊性を十分に考慮した保健計画を樹立し、実践してゆこうとするものである。このように市町村が独自に計画を樹立するため、県、保健所は市町村に対して積極的な技術援助、指導をしてゆこうとするものである。

事業推進の方法としては、各保健所管内にモデル市町村を置き、それを拠点として全保健所の市町村に普及させる計画である。昭和四一年度は、従来のモデル市町村を設置している保健所、松橋、玉名、人吉、菊池、御船、本渡ほか、中央、八代、阿蘇の各保健所に一カ町村モ